

野外焼却は 違法です！！

廃棄物を焼却した場合には、**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（又はその両方）**が科せられ、未遂も罰されます。また、法人に対しては、**3億円以下の罰金**が科せられます。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2】



そんな禁止行為...

野外焼却が原因で、山火事や建物火災に発展した例もあります。家庭ゴミは分別してゴミ収集日に出し、事業活動に伴って出たゴミ（産業廃棄物）は許可業者に処理を委託してください。

詳細は裏面へ



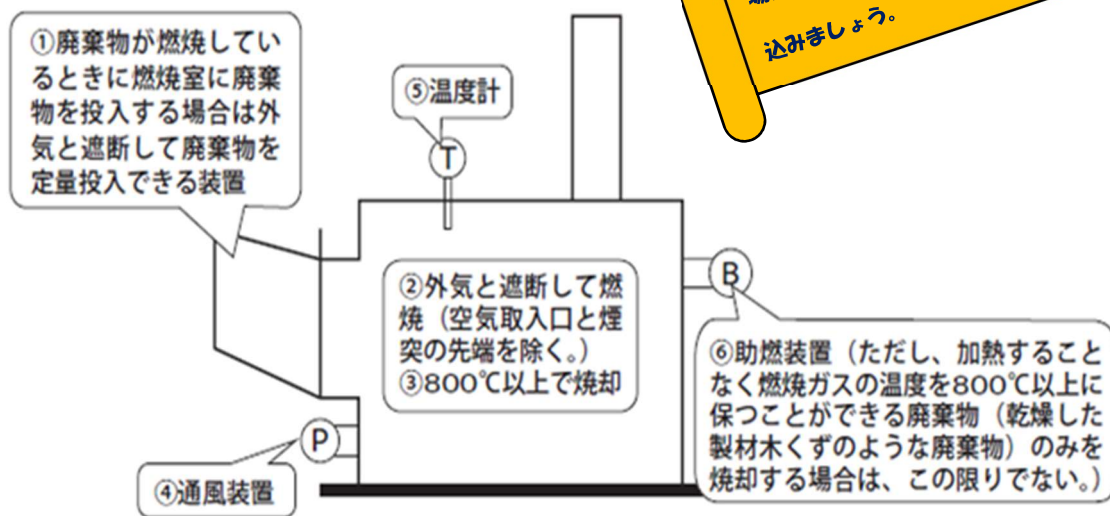
政令で定める焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

野外焼却は原則禁止です。上記に該当する場合でも、生活環境保全上の支障が生じる（悪臭や煙害等の苦情があるなど）場合は、例外扱いとはなりません。

◎ 焼却炉の構造基準

- ① ～ ⑥の基準が満たされていることが条件です。



庭木の枝や木、刈草、落葉は、ゴミ袋に入れ指定日に集積場へ出しましょう。量が多い場合は、トラックなどで、直接処分場へ持ち込みましょう。

ポイント！

- ★ 焼却炉の大きさに関係なく適用されます。
- ★ 一般廃棄物、産業廃棄物の区分や自己、他人物の区分も関係なく適用されます。

《お問い合わせ》

石川県生活環境部資源循環推進課：076-225-1474

南加賀保健福祉センター：0761-22-0795

石川中央保健福祉センター：076-275-2642

能登中部保険福祉センター：0767-53-6893

能登北部保健福祉センター：0768-22-2028

各市町廃棄物担当課